

第7章

豪州

関税

関税構造

＊本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

豪州の現行の非農産品の単純平均譲許税率は 10.7% とその水準は高く、譲許税率が高い品目としては、一部の衣類（最高 55%）、乗用車（最高 40%）、電気機器（最高 45%）等がある。しかし、実行税率は全ての品目で 5%以下となっている。予見可能性の観点からも、今後譲許税率を引き下げ、実行税率と譲許税率の乖離が是正されることが望ましい。なお、豪州の非農産品の譲許率は 96.7%で、非譲許品目には一部の織物（実行税率 5%）、一部の衣類（実行税率 5%）等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO 協定の精神に照らして、上記のような譲許税率におけるタリフピーク（第Ⅱ部第5章1.(1)③参照）を解消して予見可能性を高めるとともに、実行税率についてもできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012

年5月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始、2019 年 7 月時点では約 90%の関税が撤廃され、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第Ⅱ部第5章2.(2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。豪州については、2017 年 1 月から関税撤廃を開始した。例えば、豪州が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、ポリッシングパッド（23%）、スイッチ類（23%）、スタティックコンバーター等の部分品（19%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2021 年に完全に撤廃されることになる。

なお、2015 年 1 月に日豪 EPA が発効したことにより、我が国から輸出する一般機械・電気電子機械（自動車部品を除く）等の関税が即時撤廃されたほか、自動車や自動車部品等の関税が即時又は段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られている。2025 年までに我が国からの輸出額の約 99.8%の関税が撤廃される。

